

各 位



平成 29 年 5 月 12 日

会社名 富士紡ホールディングス株式会社
代表者名 取締役社長 中野光雄
(コード番号：3104 東証第一部)
問合せ先 取締役 吉田和司
(TEL：03-3665-7612)

当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続のお知らせ

当社は、平成19年11月30日開催の取締役会において、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」といいます。）を定めるとともに、この基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させることを目的に、当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）を導入することを決定し、同日付けで公表いたしました（その後の変更を含め、現時点で導入されている対応策の内容を以下「現プラン」といいます。）。現プランの有効期間は、平成29年6月29日開催予定の第197回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）終結の時までとなっております。

当社は、現プラン導入後も、買収防衛策をめぐる社会環境等の動向を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保し、向上させるための方策として、現プランの継続の是非や内容について検討を行ってまいりました。かかる検討の結果、本日開催の取締役会において、以下のとおり、現プランを一部変更し、本定時株主総会において株主の皆様のご承認を頂くことを条件に、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（継続後の対応策を以下「本プラン」といいます。）として継続することを、独立社外取締役2名を含む取締役7名全員の賛成により決議いたしましたのでお知らせいたします。

なお、本プランを決定した取締役会には、当社監査役4名（うち3名は社外監査役）の全員が出席し、全ての監査役から、本プランの具体的運用が適正に行われることを条件として、賛同する旨の意見を受けております。

また、平成29年3月31日時点での株主の状況は別紙1記載のとおりであり、本日現在、当社株式の大規模買付に関する打診および申し入れ等は一切ございませんことを念のため申し添えます。

本プランの継続時における当社のガバナンスに関する変更点および本プランの現プランからの主な変更点は、下記【ご参考】をご覧ください。

【ご参考】当社のガバナンスに関する変更点および買収防衛策の変更点

① ガバナンスに関する変更点

項目	現行	変更後
独立社外取締役の人数および比率	取締役7名中2名（29%）	取締役8名中3名（38%）

② 買収防衛策の変更点

変更項目	該当条項	現行	変更後
独立委員会の構成	別紙4	独立の社外取締役、社外監査役または社外有識者3名以上	独立の社外取締役または社外監査役3名以上
対抗措置実施の決定機関（大規模買付者が本プランに定める手続を遵守する場合）	Ⅲ. 2. (4)	原則として取締役会	株主総会（独立委員会が下記「対抗措置発動の要件」(a)～(c)のいずれかに明らかに該当すると認める場合は取締役会）
対抗措置実施の要件（大規模買付者が本プランに定める手続を遵守する場合）	Ⅲ. 3. (2)	(a)東京高裁4類型 (b)強圧的二段階買付 (c)代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えない大規模買付行為 (d)合理的に必要な情報を十分に提供しない大規模買付行為 (e)条件が当社の本源的価値に鑑み不十分・不適当な大規模買付行為 (f)当社の従業員等との関係または当社のブランド価値を破壊し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす大規模買付行為	(a)東京高裁4類型 (b)強圧的二段階買付 (c)経営を一時的に支配することで、当社に係る利害関係者との関係を根本的に破壊し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に著しく反する重大なおそれをもたらす大規模買付行為
大規模買付者に追加的な情報の提供を求める期間	Ⅲ. 2. (2)	定めなし	当社が必要情報リストに従った情報を大規模買付者から最初に受領した日から最長60日
独立委員会による検討期間	Ⅲ. 2. (3)	①60日（対価が現金（円貨）のみの公開買付けによる当社全株式の買付けの場合） ②90日（その他の大規模買付行為の場合） ・延長はいずれも原則最大30日 ・独立委員会が取締役に意見等を求める場合は、原則30日を上限として意見を求め、その上で、上記①または②の独立委員会検討期間が開始	①60日（対価が現金（円貨）のみの公開買付けによる当社全株式の買付けの場合） ②90日（その他の大規模買付行為の場合） ・延長はいずれも最大30日 ・独立委員会が取締役に意見等を求める場合は、取締役会は、上記①または②の独立委員会検討期間の中で適宜設定される期限までに意見等を提供

※「東京高裁4類型」とは本プランⅢ. 3. (2)「対抗措置の要件」(a)①から④までに掲げる行為類型をい、「強圧的二段階買付」とは同(b)に掲げる場合をいいます。

I. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（概要）

当社は、当社が資本市場に公開された株式会社である以上、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主の皆様全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式の大規模買付であっても、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

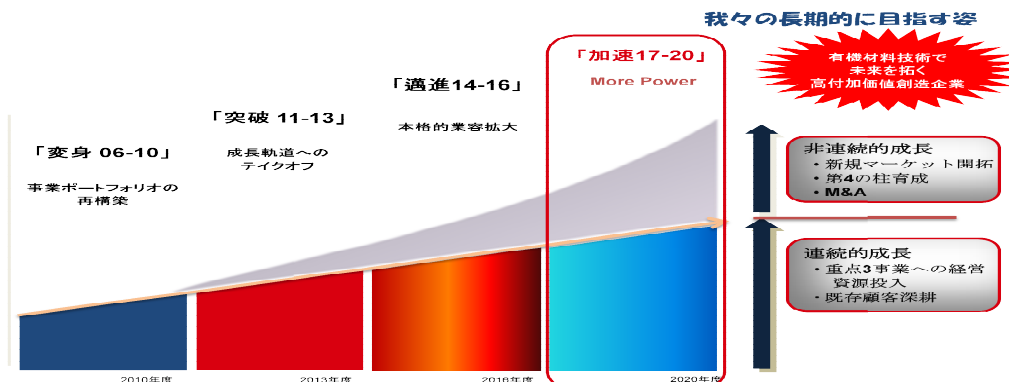
しかしながら、株式の大規模買付の中には、対象会社の企業価値・株主の皆様の共同の利益に資さないものも少なくありません。また、外部者である買収者が大規模買付を行う場合に、株主の皆様が最善の選択を行うためには、買収者の情報を把握したうえで、大規模買付が当社の企業価値や株主の皆様の共同の利益に及ぼす影響を判断する必要があり、かかる情報が明らかにされないまま大規模買付が強行される場合には、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益が毀損される可能性があります。

当社は、このような当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益に資さない大規模買付を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大規模買付に対しては、必要かつ相当な対抗措置をとることにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保する必要があると考えます。

II. 基本方針の実現に資する取組み

1. 企業価値向上のための取組み

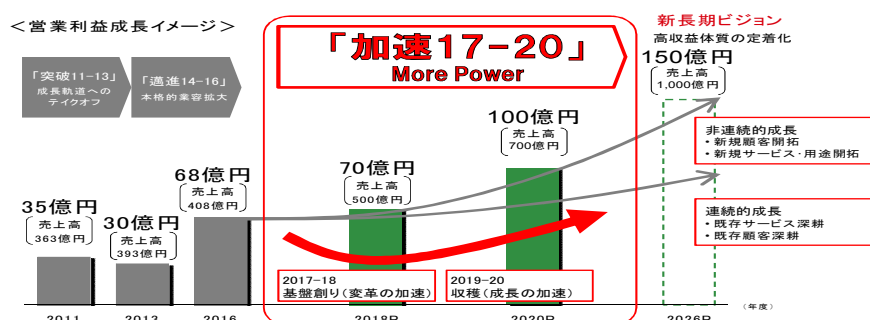
当社は、企業価値の向上に向けた取組みとして、当社グループのありたい姿「有機材料技術で未来を拓く、高付加価値創造企業」を長期ビジョンとして掲げ、これを実現するためのステップとして、平成18年度（2006年度）より、中期経営計画『変身06-10』（事業ポートフォリオの再構築）、『突破11-13』（成長軌道へのテイクオフ）、『邁進14-16』（本格的業容拡大）を策定し、実行してまいりました。



前中期経営計画である『邁進14-16』では、研磨材事業、化学工業品事業での収益拡大と、繊維事業、その他の事業のスリム化・筋肉質化で「稼ぐ力」を向上させ、計画期間最終年度(2016年度)の目標として掲げました連結営業利益60億円を達成し、過去最高益を更新することができました。ROEにつきましても、2016年度目標の11%を上回る15.4%、過去5年間平均では12.7%となり、着実に企業価値拡大を進めております。また、その成果につきましては、利益水準にあわせた増配や自己株式の取得などにより、株主の皆様への還元を行ってまいりました。当社株価につきましても、買収防衛策導入から現在に至るまで東証株価指数を上回るパフォーマンスとなっております。

	2013年度実績	2016年度実績	2016年度計画
売上高(億円)	393	408	600
営業利益(億円)	30	68	60
EBITDA(億円)	46	88	81
当期純利益(億円)	17	43	35
ROA(経常利益)(%)	6.8	14.8	10.5
ROE(%)	8.2	15.4	11.0
自己資本比率(%)	49.3	60.2	55.0

当社は、この『邁進14-16』に引き続き、平成29年度(2017年度)から平成32年度(2020年度)までを計画期間とする中期経営計画『加速17-20』を策定し、平成29年4月よりこれを実行しております。本中期経営計画では、計画期間の前半2年を更なる拡大のための基盤創りを加速する「変革の加速」ステージ、後半2年は企業価値拡大を加速する「成長の加速」ステージと位置づけ、計画最終年度の2020年度の連結ベースの経営指標として、営業利益100億円、ROE15%以上を目標としております。この目標の達成、さらには平成38年度(2026年度)の新長期ビジョン(目標営業利益150億円)の達成に向けて、「利益重視に立脚した重点3事業の成長加速」を基本方針とし、①成長性の高い研磨材・化学工業品事業の積極的な拡大、②繊維事業の構造改革による収益力向上と反転攻勢および③成長加速に向けてのホールディングス機能の強化の3つの基本戦略をスピード感を持って実行してまいります。



主力事業として成長を続ける研磨材事業では、特定の研磨用途での需要変動の影響により、年度ごとの業績の振れ幅が大きいという課題に対処するため、「変革の加速」ステージで、海外を含む設備投資により新しい研磨工程・用途・領域への積極的な展開の基盤創りを行い、「成長の加速」ステージで持続的な事業拡大を進めてまいります。あわせて、売上

高100億円規模に成長しました化学工業品事業の更なる拡大と、反転攻勢の体制を整えた繊維事業の収益力向上で、当社グループの企業価値拡大を「加速」させてまいります。

2. コーポレート・ガバナンスについて

当社の経営機関制度としましては、経営方針等の重要事項に関する意思決定機関および監督機関として取締役会、監査機関として監査役会があります。当社は、本定時株主総会で社外取締役を1名増やし、取締役8名のうち3名が社外取締役となる予定です。上記3名の社外取締役のいずれも、当社が独自に定める独立性基準を満たしており（当該独立性基準を満たす社外取締役を以下「独立社外取締役」といいます。）、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、またはその予定です。そのため、独立社外取締役が取締役総数の3分の1以上を占めることになり、独立性の高い取締役会により経営監督機能が発揮される体制となります。

また、各取締役の経営責任を明確にするため、当社の取締役の任期は従来より1年間としております。

監査役会は、経営の公正性・健全性・透明性をより高めるため、社外監査役3名を含む4名の監査役で構成されており、社外監査役は、専門的かつ客観的、第三者的立場から監査しております。

Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1. 本プラン継続の目的

当社は、当社グループの持続的な成長と企業価値拡大に取り組んでおりますが、当社の事業領域や現在の企業規模では、短期的な利益獲得を狙った買取りリスクの懸念があり、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する可能性のある大規模買付行為に対して、最低限のルールを確保する必要があると考えております。

当社取締役会は、当社株式に対する大規模買付が行われた際に、当該大規模買付に応じるか否か、どう対応するか等に対し株主の皆様が適切なご判断を下すことを第一義として行動いたします。そのため、当社取締役会は、一定のルールに則り、大規模買付者と協議・交渉等を行うことおよびより適正な代替案を提案することの重要性を認識し、そのための枠組みが引き続き必要不可欠であると判断するに至り、本プランを継続することを決定いたしました。

なお、本プランにおいては、対抗措置の実施等にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、独立委員会規程（その概要については別紙4をご参照下さい。）に従い、

当社の定める独立性基準を満たす当社社外取締役または社外監査役の中から取締役会によって選定された委員 3 名以上により構成される独立委員会（以下「独立委員会」といいます。）の勧告を最大限尊重することとしています。今回の本プラン継続時における、独立委員会の委員には、別紙 5 記載の 3 名を予定しております。（当社は、当該 3 名をいずれも、東京証券取引所規則の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。）。

2. 本プランの内容

本プランにおいては、次の①もしくは②に該当する行為またはこれらに類似する行為（ただし、当社取締役会が予め承認したものを除きます。このような行為を以下「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行いまは行おうとする者を以下「大規模買付者」といいます。）がなされ、またはなされようとする場合には、本プランに基づく対抗措置が実施されることがあります。なお、本プランに基づき、対抗措置の実施または不実施等が最終的に決定されるまで、大規模買付者は大規模買付行為を行うことができないものとします。

- ① 当社が発行者である株券等¹について、保有者²の株券等保有割合³が 20%以上となる買付け
- ② 当社が発行者である株券等⁴について、公開買付け⁵を行う者の株券等所有割合⁶およびその特別関係者⁷の株券等所有割合の合計が 20%以上となる公開買付け

(1) 意向表明書の当社への事前提出

まず、大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社取締役社長宛に、「意向表明書」を提出していただきます。「意向表明書」には、①大規模買付者の概要（名称・住所、代表者の役職・氏名、大株主・大口出資者の概要、国内連絡先、設立準備法）、②現に保有する当社の株券等の数および意向表明書提出日前 60 日間における大規模買付者の当社の株券等の取引状況、③大規模買付行為の概要ならびに④本プランに定められた手続に従う旨の誓約等を日本語で記載していただきます。

なお、意向表明書の提出にあたっては、商業登記簿謄本、定款の写しその他の大規模買付者の存在を証明する書類を添付していただきます。

¹金融商品取引法（以下「法」といいます）第 27 条の 23 第 1 項に規定する株券等を意味します。

²法第 27 条の 23 第 1 項に規定する保有者をいい、同条第 3 項に基づき保有者に含まれる者を含みます。

³法第 27 条の 23 第 4 項に規定する株券等保有割合を意味します。

⁴法第 27 条の 2 第 1 項に規定する株券等を意味します。

⁵法第 27 条の 2 第 6 項に規定する公開買付けを意味します。

⁶法第 27 条の 2 第 8 項に規定する株券等所有割合を意味します。

⁷法第 27 条の 2 第 7 項に規定する特別関係者を意味します。ただし、同項第 1 号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第 3 条第 2 項で定める者を除きます。

(2) 必要情報の提供

次に、大規模買付者には、以下の手順に従い、当社取締役会に対して、大規模買付行為に対する株主の皆様のご判断ならびに当社取締役会および独立委員会の評価・検討等のために必要かつ十分な日本語で記載された情報（以下「本必要情報」といいます。）を提供していただきます。当社取締役会は、本必要情報の提供を受けた場合には速やかにこれを独立委員会に提供するものとします。なお、本必要情報には、①大規模買付者およびそのグループ（共同保有者、特別関係者および各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細、②大規模買付行為の目的、方法および内容、③買付対価の算定根拠、④買付資金の裏付け、⑤大規模買付行為完了後の当社および当社グループの経営方針等、⑥大規模買付行為の後における当社の従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者の処遇方針、⑦大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡が存在する場合には、その目的および内容ならびに当該第三者の概要ならびに⑧当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策が含まれますが、これらに限られません。

まず、当社は、大規模買付者に対して、意向表明書を提出していただいた日から10営業日⁸（初日不算入）以内に、当初提供していただくべき情報を記載した「必要情報リスト」を大規模買付者の国内連絡先宛に発送いたしますので、大規模買付者には、かかる必要情報リストに従って十分な情報を当社に提供していただきます。

また、上記の必要情報リストに従い大規模買付者から提供していただいた情報では本必要情報として不十分であると当社取締役会または独立委員会が判断する場合には、本必要情報として十分な情報の提供を大規模買付者に対してさらに求めることがあります。ただし、大規模買付者に本必要情報を追加的に提供していただく期限の上限を、当社が必要情報リストに従った情報を大規模買付者から最初に受領した日（初日不算入）から60日に限定し、60日が満了した時点で後記（3）に規定する検討手続を開始するものとします。

(3) 大規模買付行為に係る独立委員会による検討

独立委員会は、大規模買付行為が対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社株券等の全ての買付けの場合には、大規模買付者からの情報・資料等の提供が全て完了した日の翌日から60日間の検討期間を、また、その他の大規模買付行為の場合には90日間の検討期間をそれぞれ設定します。ただし、独立委員会は、大規模買付者および次に定める当社取締役会から提供された情報・資料等の検討、当該大規模買付者の大規模買付行為の内容の検討、当社取締役会策定の代替案の検討等に必要合理的な範囲内で、当該検討期間を延長することができるものとします（ただし、延長期間は合計して30日を上限とします。当該延長期間を含め、以

⁸営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。

下「独立委員会検討期間」といいます。)

独立委員会は、独立委員会検討期間内に、当社取締役会に対しても、大規模買付者の買付内容に対する意見、その根拠資料および代替案その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を速やかに提供するよう要求することができるものとし、当社取締役会の回答期限は、独立委員会検討期間内で、かつ、独立委員会が合理的に定める期限とします。

独立委員会は、独立委員会検討期間内において、大規模買付者および当社取締役会から提供された情報・資料等に基づき、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益の確保・向上の観点から、大規模買付者の買付内容および当社取締役会策定の代替案の検討ならびに大規模買付者と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討等を行います。

なお、独立委員会の判断が、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した第三者（投資銀行、証券会社、ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとし、

(4) 独立委員会における判断および対抗措置の実施に係る手続

以下に定めるところに従い、独立委員会は、独立委員会検討期間が満了する日までに当社取締役会に対する勧告を行うものとし、当社取締役会は、当該勧告を最大限尊重して、所要の措置を取るものとし、

なお、独立委員会は、一旦勧告を行った後でも、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、当該勧告と異なる判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものとし、この場合には、当社取締役会は、当該勧告を最大限尊重して、所要の措置を取るものとし、

① 大規模買付者が本プランに定められる手続に違反した場合

この場合には、独立委員会は、独立委員会が自らまたは当社取締役会を通じて当該違反の是正を書面により当該大規模買付者に対して要求した後5営業日以内に当該違反が是正されないときは、特段の事情がある場合を除き、当社取締役会に対して、対抗措置を実施することを勧告します。当社取締役会は、当該勧告を最大限尊重して、対抗措置の実施または不実施等に関する会社法上の機関としての決議を速やかに行うものとし、

② 大規模買付者が本プランに定められる手続を遵守する場合

この場合には、独立委員会は、当社取締役会に対して、対抗措置を実施しないことを勧告します。当社取締役会は、当該勧告を最大限尊重して、対抗

措置の実施または不実施等に関する会社法上の機関としての決議を速やかに行うものとします⁹。

ただし、以下の(i)または(ii)のそれぞれに掲げる場合には、独立委員会および当社取締役会は、以下のそれぞれに定める手続に従うこととします。

(i) 独立委員会が、大規模買付者による大規模買付行為が下記 3. (2)「対抗措置の要件」(a)から(c)までに定める要件のいずれかに該当すると認める場合

この場合には、独立委員会は、当社取締役会に対し、対抗措置の実施を勧告します。当社取締役会は、当該勧告を最大限尊重して、対抗措置の実施または不実施等に関する判断を速やかに行うものとし、対抗措置の実施を行うこととするときは、対抗措置の実施の可否を問うために株主意思確認総会の招集手続を速やかに実施するものとしたします。

株主意思確認総会の決議は、出席株主の皆様の議決権の過半数によって決するものとしたします。

株主意思確認総会が対抗措置の実施を承認可決した場合には、当社取締役会は、当該決議に従って、対抗措置の実施に関する会社法上の機関としての決議を速やかに行うものとします。他方で、株主意思確認総会が対抗措置の実施を否決した場合には、当社取締役会は、当該対抗措置を実施しないものとします。

(ii) 独立委員会が、大規模買付者による大規模買付行為が下記 3. (2)「対抗措置の要件」(a)から(c)までに定める要件のいずれかに明らかに該当すると認める場合

この場合には、独立委員会は、当社取締役会に対し、対抗措置の実施を勧告します。当社取締役会は、当該勧告を最大限尊重して、対抗措置の実施または不実施等に関する会社法上の機関としての決議を速やかに行うものとします。

(5) 株主に対する情報開示

当社は、大規模買付行為の提案があった事実、意向表明書が提出された事実、意向表明書および本必要情報の内容その他大規模買付者から提供された情報、独立委員会検討期間が開始または終了した事実（検討期間を延長する旨の決定を行う場合にはその旨、延長される期間および延長の理由の概要を含みます。）、当社取締役会

⁹ 独立委員会が対抗措置を実施しないことを勧告したにもかかわらず、当社取締役会が、大規模買付者による大規模買付行為が下記 3. (2)「対抗措置の要件」(a)から(c)までに定める要件のいずれかに該当すると認め、対抗措置を実施することとするときは、次の(i)に定める手続に準じて、株主意思確認総会（対抗措置を実施することの可否に関する当社株主の皆様の意思を確認するための株主総会をいいます。）の招集手続を速やかに実施するものとします。

が独立委員会に提供した情報、意向表明書に関する当社取締役会の意見、独立委員会が勧告した事実およびその内容、当社取締役会が決議を行った事実およびその内容、株主意思確認総会の結果その他当社または独立委員会が適切と判断する事項について、適切と判断する時点で、その全部または一部を株主の皆様の開示いたします。

3. 対抗措置

(1) 対抗措置の内容

本プランにおける対抗措置としては、概要を別紙3に記載する新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを行います。ただし、他の対抗措置を実施することが適切と判断された場合には当該他の対抗措置が実施されることもあります。

(2) 対抗措置の要件

大規模買付者による大規模買付行為が下記(a)から(c)までのいずれかに該当する場合、かつ対抗措置の実施が相当と認められる場合には、上記(1)記載の対抗措置を実施します。

- (a) 下記に掲げる行為その他これに類似する行為により、当社の企業価値・株主の皆様との共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある大規模買付行為である場合
 - ① 当社の株式等を買占め、その株式等につき当社または当社の関係者に対して高値で買取りを要求する行為
 - ② 当社の経営を一時的に支配して、大規模買付者やそのグループ会社等に当社の重要な資産等を廉価に移譲させる等、当社の犠牲の下に大規模買付者の利益を実現する経営を行うような行為
 - ③ 当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為
- (b) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等の株式買付を行うことをいいます。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある大規模買付行為である場合
- (c) 当社の経営を一時的に支配することで、当社が企業価値を創造し、長期的な株

主価値を増大するために必要不可欠な、当社の他の株主の皆様、従業員、顧客を含む取引先、債権者等の当社に係る利害関係者との関係を根本的に破壊し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に著しく反する重大なおそれをもたらす大規模買付行為である場合

4. 本プランの適用開始、有効期間、継続および廃止

本プランは、本定時株主総会における出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同による承認を条件として効力を生じることとします。本プランの有効期間は3年とし、本定時株主総会終結の時から平成32年6月に開催予定の定時株主総会終結の時までとします。以降、その継続（一部修正したうえでの継続を含みます。）については3年ごとに定時株主総会の承認が得られることを条件とします。

また、本プランは、有効期間の満了前であっても、株主総会または当社取締役会にて本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

5. 株主・投資家に与える影響等

(1) 本プランの継続時に株主の皆様にご与える影響

本プランの継続時点においては、対抗措置は実施されませんので、株主および投資家の皆様の権利・利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 対抗措置として本新株予約権の無償割当てが実施された場合に株主の皆様にご与える影響等

当社取締役会が本新株予約権の無償割当てに関する決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）を行った場合には、当該決議において別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における最終の株主名簿に記録された株主の皆様（以下「割当対象株主」といいます。）に対し、その保有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。

本新株予約権の無償割当て後、割当対象株主の皆様においては、本新株予約権の行使期間内に、本新株予約権無償割当て決議において定められる行使価額に相当する金銭を払い込むことにより、1個の本新株予約権につき、原則として1株の当社株式が発行されることとなりますが、こうした本新株予約権の行使および金銭の払込を行わなければ、他の割当対象株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式に係る議決権および経済的価値が希釈化することとなります。

ただし、当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合に

は、当社取締役会が別に定める日において、非適格者（①特定大量保有者¹⁰、②特定大量保有者の共同保有者、③特定大量買付者¹¹、④特定大量買付者の特別関係者、もしくは⑤これら①～④の者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、または、⑥これら①～⑤に該当する者の関連者¹²をいいます。ただし、本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これらに該当しないこととします。）以外の割当対象株主の皆様から、本新株予約権を取得し、それと引換えに非適格者以外の割当対象株主の皆様が当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続をとった場合には、非適格者以外の割当対象株主の皆様は、本新株予約権の行使および行使価額相当の金銭の払込をせず当社株式を受領することとなり、その保有する当社株式に係る議決権および経済的価値の希釈化は原則として生じません。

なお、一旦本新株予約権無償割当て決議がなされた場合であっても、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重して、もしくは株主意思確認総会の決議内容に従って、本新株予約権の無償割当ての効力発生日までに本新株予約権の無償割当てを中止し、または本新株予約権の無償割当ての効力発生日後本新株予約権の行使期間の初日の前日までに本新株予約権を無償にて取得する場合があります。これらの場合には、株主および投資家の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値および議決権の希釈化も生じないことになるため、当社株式1株当たりの経済的価値および議決権の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意ください。

IV. 本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないことについて

1. 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

¹⁰ 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者、または、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。

¹¹ 「特定大量買付者」とは、公開買付けによって当社が発行者である株券等の買付け等（法第27条の2第1項に規定する買付け等を意味します。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定めるものを含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者、またはこれに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。

¹² ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に規定されます。）をいいます。また、組合その他のファンドに係る「関連者」の判定においては、ファンド・マネージャーの実質的同一性その他の諸事情が勘案されます。

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を完全に充足しています。また、平成20年6月30日に企業価値研究会が発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の趣旨を踏まえた内容になっており、合理性を有するものであります。

2. 株主意思を重視するものであること

本プランは、その効力発生および継続について、株主の皆様のご賛同が得られることを条件としております。

また、本プランは、大規模買付者が本プランに定められる手続を遵守する場合に対抗措置を実施するためには、独立委員会が、大規模買付行為が上記Ⅲ. 3. (2)「対抗措置の要件」(a)から(c)までに定める要件のいずれかに明らかに該当すると認めるときを除き、必ず、対抗措置実施の是非についての株主意思確認総会を開催することとし、これによって、株主の皆様のご意思を直接確認することとしております。

本プランは取締役会の決議によって廃止ができるものとなっております。当社取締役の任期は1年間であり、有効期間中でも毎年の取締役選任手続を通じて本プランの継続、廃止または変更の是非の判断に当社株主の皆様のご意思を反映させることができます。

3. 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために本プランの運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、引き続き、独立委員会を設置しております。

独立委員会によって、当社取締役会が恣意的に本プランの運用を行うことのないよう、厳しく監視するとともに、同委員会の判断の概要については株主の皆様にご情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主の皆様のご利益に適うように本プランの透明な運用が行われる仕組みが確保されています。

4. 合理的な客観的実施要件の設定

本プランは、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ実施されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な実施を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

5. 第三者専門家の意見の取得

独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した第三者（投資銀行、証券会社、ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができることとされております。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

6. デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、取締役会の決議により廃止することができるものとされており、当社の株券等を大量に買い付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会の決議により、本プランを廃止することが可能です。

したがって、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、実施を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その実施を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

以上

(別紙 1)

当社の大株主の状況 (平成 29 年 3 月 31 日現在)

1. 発行可能株式総数 30,000,000 株
2. 発行済株式の総数 11,720,000 株
3. 株主数 7,160 名
4. 大株主の状況

株 主 名	持株数 (株)	持株比率 (%)
BBH(LUX) FOR FIDELITY FUNDS PACIFIC FUND	564,700	4.93
明治安田生命保険相互会社	533,500	4.66
株式会社三菱東京UFJ銀行	500,000	4.37
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	362,000	3.16
三菱UFJ信託銀行株式会社	322,500	2.81
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	299,000	2.61
フジボウ共栄会	290,100	2.53
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044	252,850	2.21
CBLDN RE FUND 107-CLIENT AC	250,000	2.18
CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY	224,077	1.95

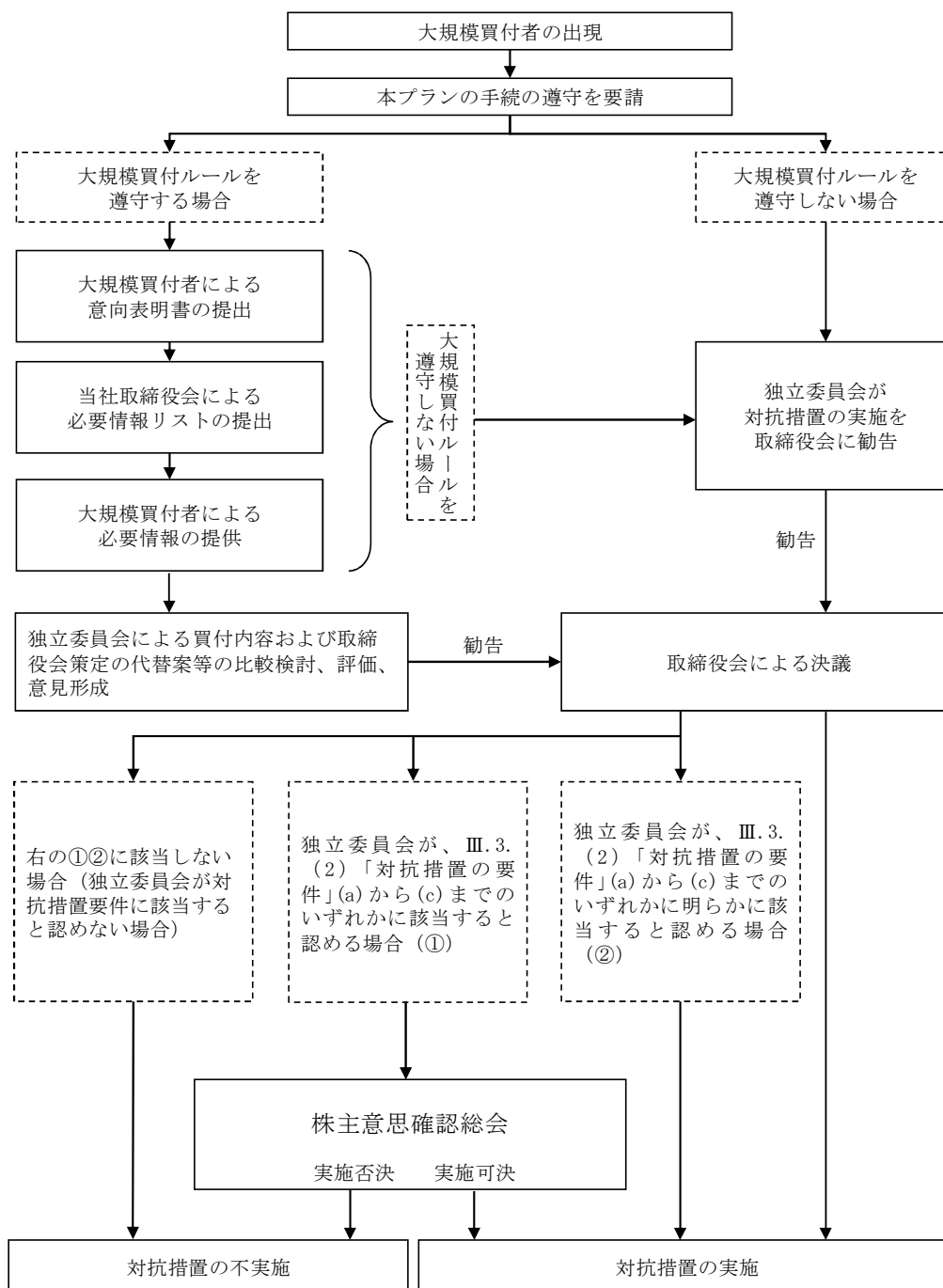
(注) 1. 当社は自己株式を 280,654 株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

以上

(別紙 2)

本プランの内容 (大規模買付行為が開始された場合のフローチャート)



(注) 本チャートは、あくまで本プランの内容に対する理解に資することのみを目的に参考資料として作成されています。本プランの詳細については、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策 (買収防衛策) の継続のお知らせ」本文をご覧ください。

(別紙 3)

本新株予約権の概要

1. 本新株予約権の割当総数

本新株予約権の割当総数は、本新株予約権無償割当て決議において割当期日における当社の最終の発行済みの普通株式の総数（ただし、同時点において当社の有する当社の普通株式の数を除きます。）と同数以上で当社取締役会が別途定める数と同数とします。

2. 割当対象株主

割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社の普通株式（ただし、同時点において当社の有する当社の普通株式を除きます。）1株につき1個以上で当社取締役会が別途定める数の割合で本新株予約権の無償割当てをします。

3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日は、本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

4. 本新株予約権の目的である株式の種類および数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社の普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、1株とします。ただし、当社が株式の分割または株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容および価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社の普通株式1株当たりの金額は1円以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において定める額とします。

6. 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

7. 本新株予約権の行使条件

非適格者は、本新株予約権を行使することができないものとします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

8. 当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が定める日をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権を取得し、その対価として、本新株予約権と引換えに本新株予約権1個につき当該取得日時点における対象株式数の当社の普通株式を交付することができるものとします。なお、本新株予約権の取得条項の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

9. 対抗措置実施の中止等の場合の無償取得

当社取締役会が、対抗措置の実施の中止または撤回を決議した場合その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

10. 本新株予約権に係る新株予約権証券は、発行しません。

11. 本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

以上

(別紙 4)

独立委員会規程の概要

- 第1条 独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- 第2条 独立委員会の委員は3名以上とし、当社が別途定める独立性基準を満たす当社社外取締役または当社社外監査役の中から取締役会によって選定されるものとする。なお、各委員は、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結する。
- 第3条 独立委員会の委員の任期は本プランの有効期間の満了の時までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。
- 第4条 独立委員会は、以下の各号に記載される事項に関して決定し、その決定内容について理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重して、最終的な決定を行う。なお、独立委員会の各委員および当社取締役は、当該決定にあたっては、当社の企業価値および株主共同の利益に資するか否かの観点に基づいて行うことを要し、専ら自己または当社経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
- (1) 本プランにおける対抗措置の実施もしくは不実施または株主意思確認総会の招集
 - (2) 本プランにおける対抗措置の実施の中止または撤回
 - (3) 独立委員会検討期間の延長
 - (4) 本プランの廃止または変更
 - (5) 本プラン以外の買収防衛策導入の承認
 - (6) その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
上記(1)~(6)に定めるところに加え、独立委員会は、以下の各号に記載される事項を行う。
 - (7) 大規模買付者および当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報の決定
 - (8) 大規模買付者の買付提案内容の精査および検討
 - (9) 大規模買付者による買付提案に対する代替案が示された場合は、かかる代替案の精査および検討
 - (10) その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項
- 第5条 独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した第三者（投資銀行、証券会社、ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ることができるものとする。
- 第6条 独立委員会の各委員および代表取締役は、大規模買付行為がなされた場合等いつでも独立委員会を招集することができるものとする。
- 第7条 独立委員会の決議は、原則として、委員の全員が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。ただし、やむを得ない事由がある場合は、独立委員会の委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行うことができるものとする。

以上

(別紙 5)

独立委員会委員の略歴

中野 雅男 (なかの まさお)

(略歴) 昭和45年 7月 全日本空輸株式会社入社
平成11年 6月 同社 北京支店長兼天津支店長兼中国総代表
平成13年 4月 同社 執行役員、西日本販売カンパニー長
平成14年 1月 同社 執行役員、営業推進本部副本部長
平成15年 4月 同社 常務執行役員、営業推進本部長
平成15年 6月 同社 常務取締役、執行役員、営業推進本部長
平成17年 4月 同社 専務取締役、執行役員、営業推進本部長
平成18年 4月 全日空商事株式会社 常勤顧問
平成18年 6月 同社 代表取締役社長
平成24年 4月 同社 非常勤顧問
平成25年 6月 当社 社外取締役 (現任)

茅田 泰三 (かやた たいぞう)

(略歴) 昭和47年 4月 株式会社小松製作所入社
昭和60年 4月 同社 北京事務所長
平成13年 6月 小松(中国)投資有限公司 董事長
平成14年 6月 株式会社小松製作所 執行役員、建機マーケティング本部海外営業本部長
平成19年 4月 同社 常務執行役員、建機マーケティング本部海外営業本部長
平成21年10月 同社 常務執行役員、中国総代表兼小松(中国)投資有限公司 董事長
平成22年 4月 同社 専務執行役員、中国総代表兼小松(中国)投資有限公司 董事長
平成24年 6月 同社 顧問 (現任)
平成24年 9月 中央大学大学院戦略経営研究科 客員教授 (現任)
平成27年 6月 当社 社外取締役 (現任)

飯田 直樹 (いいだ なおき)

(略歴) 昭和62年 4月 株式会社丸井入社
平成11年 4月 弁護士登録、第一東京弁護士会入会
成和共同法律事務所 (現 成和明哲法律事務所) 入所
平成14年 2月 トレイダーズ証券株式会社 (現 トレイダーズホールディングス株式会社) 社外監査役
平成15年 8月 成和共同法律事務所 (現 成和明哲法律事務所) パートナー弁護士 (現任)
平成18年 8月 バリオセキュア・ネットワークス株式会社 社外取締役
平成20年10月 株式会社山野楽器 監査役 (現任)
平成21年11月 株式会社文教堂グループホールディングス 社外取締役 (現任)
平成23年 6月 当社 社外監査役 (現任)

以上